

定 款

一般財団法人南西地域産業活性化センター

一般財団法人南西地域産業活性化センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本財団は、一般財団法人南西地域産業活性化センター（英文名 NANSEI SHOTO INDUSTRIAL ADVANCEMENT CENTER。略称「NIAC」）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、沖縄県並びに鹿児島県奄美市及び大島郡（以下「南西地域」という。）における既存産業の活性化、新産業の創出、技術の開発・振興等（以下「産業の活性化」という。）に関する調査研究、産業の活性化に関するプロジェクトの発掘及び事業化可能性に係る調査研究、産業の活性化に関するプロジェクトに対する支援を行うとともに、産業立地に関する調査研究及び情報提供等を行うことにより、南西地域における産業の活性化及び産業の地方への分散を図り、もって我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 南西地域における産業の活性化に関する調査研究
- (2) 南西地域における産業の活性化に関するプロジェクトの発掘及び事業化可能性に係る調査研究
- (3) 南西地域における産業の活性化に関するプロジェクトの具体化に必要な情報提供
- (4) 南西地域における産業の活性化に関するプロジェクトの実施に必要なコンサルティング及び諸機関とのアレンジメント
- (5) 南西地域における産業の活性化に関するプロジェクトに対する支援
- (6) 産業立地に関する調査研究及び情報提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産

(2) 評議員会の決議によって基本財産に繰り入れられた財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の責任をもって管理しなければならない。

4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第6条 本財団の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第7条 やむをえない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経た上で、評議員会において承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類においてはその内容を報告し、第3号から第5号ま

での書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（評議員）

第11条 本財団に評議員6名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選定する場合には、次の各号に該当する者を選任することはできない。
 - (1) 本財団又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であったものを含む）。
 - (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人。
- 3 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により定めるものとする。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第15条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（召集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（召集の通知）

第18条 会長は、評議員会の開催の7日前までに、各評議員に対して、会議の日時、場所及び評議員会の目的である事項を記載した書面をもって召集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第19条 評議員会の議長は、評議員会の都度、出席した評議員の互選による。

（決議）

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員等の本財団に対する責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 合併契約の承認

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものと見なす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人が署名し、又は記名押印する。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第197条において準用する第91条第1項第1号の代表理事とする。
- 3 会長のほか、専務理事（以下「業務執行理事」という。）を置くことができる。業務執行理事は1名とする。
- 4 前号の業務執行理事をもって一般法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 各理事について、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、本財団を代表し、業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐して、業務を統括する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他、法令及びこの定款の定めるところにより、監事の職務を執行する。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第24条第1項で定めた定数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

(報酬等)

第30条 理事は無報酬とする。ただし、常勤理事及び監事に対しては、評議員会において、別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。その場合の支給基準については、評議員会の決議により定めるものとする。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
 - (3) 本財団がその理事の債務を保証すること、その他、理事以外のものとの間における本財団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第32条 本財団は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の理事及び監事の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 理事は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る。)を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

(兼務の禁止)

第33条 役員及び評議員は相互に兼ねることができない。

(顧問)

第34条 本財団に顧問5人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、本財団の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問には、評議員会で定める支給基準に基づく謝金を支給する。
- 6 顧問には、その職務を行うために必要とする費用を支払うことができる。その場合の支給基準については評議員会の決議により行う。

第2節 理事会

(構成)

第35条 本財団に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
 - (2) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (3) 会長及び専務理事の選任及び解任
 - (4) その他、この定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本財団の業務の適正を確保するための体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。
 - (4) 一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定に基づいて監事が召集を請求したとき又は同条第3項の規定に基づいて監事が召集したとき。

4 会長及び業務執行理事は、通常理事会に自己の職務の状況を報告しなければならない。

(召集)

第38条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が召集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第37条第3項第3号又は第4号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選による。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第36条第2項第2号の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印する。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

- 第44条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。
- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 4 前第3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

- 第46条 本財団は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部を譲渡することができる。

(解散)

- 第47条 本財団は、一般法人法第202条に規定する事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

- 第48条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

- 第49条 本財団が、解散等により精算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

- 第50条 本財団は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会はその決議により、委員

会を設置することができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第9章 事務局

(設置等)

第51条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第52条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 事業計画書及び収支予算書等
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 事業報告書及び計算書類等
 - (6) 監査報告書
 - (7) 役員に対する報酬等の支給の基準
 - (8) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の議決を経て定める情報公開規程によるものとする。

第10章 補則

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(実施細則)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第 121 条第 1 項で準用する同法第 106 条第 1 項の一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項で準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事 當眞 嗣吉
糸数 剛
石川 清勇
石川 眞一
金城 克也
祝嶺 成彦
玉城 義昭
前田 貴子
宮城 諱
監 事 安里 清榮
阿波連 光

- 4 この法人の最初の代表理事は 當眞嗣吉、執行理事は 糸数剛とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 伊仲 剛
親川 秀光
古波津 昇
島袋 勝
仲里 武思
仲村 毅
仲本 幸文
諸見 明良
山里 正光

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。